

令和 元 年度

第 1 1 回 第一農地部会定例会議事録

令和 2 年 2 月 2 7 日 (木)

直 江 津 学 び の 交 流 館

令和元年度第11回第一農地部会定例会議事録

日時 令和2年2月27日(木) 午後2時
場所 上越市役所第一庁舎 4階 401会議室

1 出席委員

(1) 農業委員

1番 古川 政繁	2番 荒川 俊治	3番 池田 京子
4番 五十嵐 彰	5番 小幡 利夫	6番 佐藤 徳司
7番 高島 信雄	8番 金子 昭榮	9番 久保埜 徳雄
10番 新井 修一	11番 八田 賢司	12番 上原 孝
13番 小林 広良		

(2) 農地利用最適化推進委員

1番 竹内 浩行	2番 内藤 義一	3番 滝本 武夫
5番 森橋 孝一	6番 加藤 俊彦	7番 杉田 喜慶
9番 稲葉 栄	10番 近藤 晴夫	12番 杉田 藤一
13番 平野 宏一	14番 荻原 松男	15番 小林 政秋
16番 齊藤 啓治	19番 小林 正義	20番 嶋田 勝
21番 清水 強	22番 上原 清則	23番 高宮 文男
24番 松本 香		

2 欠席委員

なし

3 職務のため出席した事務局職員

事務局	局長 栗本 修一	
	次長 松縄 浩一	
	係長 久保埜 修	
	主任 橋立 理	
中郷区駐在室	主任 相葉 博昭	
板倉区駐在室	班長 小林 俊彦	主事 関原 大輔
清里区駐在室	副主任 井田 義之	
名立区駐在室	班長 山邊 稔	

4 会議に附した事件

(1) 議事録署名委員の氏名

5 番 小幡 利夫 12 番 上原 孝

(2) 議事

(合併前の上越市)

- 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可の取消について
- 議案第 2 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可の取消について
- 議案第 3 号 農地法第 3 条許可申請について
- 議案第 4 号 農地法第 5 条第 1 項許可申請について
- 議案第 5 号 上越農業振興地域整備計画の変更に係る意見について
- 議案第 6 号 上越市農用地利用集積計画の決定について
- 議案第 7 号 農用地利用配分計画案に係る意見について
- 報告第 1 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による合意解約通知について
- 報告第 2 号 農地法第 4 条第 1 項第 5 号の規定による農地転用届出書の受理について
- 報告第 3 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書の受理について
- 報告第 4 号 農用地利用集積計画変更について

(中郷区)

- 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可の取消について
- 議案第 2 号 農地法第 3 条許可申請について
- 議案第 3 号 上越市農用地利用集積計画の決定について
- 議案第 4 号 農用地利用配分計画案に係る意見について
- 報告第 1 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による合意解約通知について

(板倉区)

- 議案第 1 号 農地法第 5 条許可申請について
- 議案第 2 号 上越農業振興地域整備計画の変更に係る意見について
- 議案第 3 号 上越市農用地利用集積計画の決定について
- 議案第 4 号 農地利用配分計画案に係る意見について
- 報告第 1 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による合意解約通知について

(清里区)

- 議案第 1 号 上越農業振興地域整備計画の変更に係る意見について
- 議案第 2 号 上越市農用地利用集積計画の決定について
- 議案第 3 号 農用地利用配分計画案に係る意見について
- 報告第 1 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による合意解約通知について

(名立区)

議案第1号 農地法第5条第1項許可申請について

議案第2号 上越農業振興地域整備計画の変更に係る意見について

議案第3号 上越市農用地利用集積計画の決定について

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について

報告第2号 農用地利用集積計画変更について

5 会 議

議 長	議長（部会長）あいさつ後、部会を開会 これより第11回第一農地部会を開催いたします。
議 長	<資格審査> はじめに本日の出席状況であります。第一農地部会委員数13人で出席委員が全員でありますので、上越市農業委員会会議規則第7条の規定により農地部会は成立いたします。
議 長	<議事録署名委員の指名> 次に、議事録署名委員ですが会議規則第14条の規定により、私から指名させていただきます。議席番号5番 小幡 利夫 委員、議席番号12番 上原 孝 委員の両名を指名いたします。 議事に入ります前に、議事録署名委員の発声で、上越市農業委員会憲章の唱和をお願いいたします。 (上越市農業委員会憲章の唱和)
議 長	それでは、議案の審議に入ります。
議 長	(合併前の上越市分の議案) <議案第1号「農地法第3条の規定による許可の取消について」> 議案第1号「農地法第3条の規定による許可の取消について」番号2番の1件を上程いたします。事務局の説明を求めます。
(事務局) 久保 埜	1頁、議案第1号農地法第3条の規定による許可の取消について番号2番の1件です。 この案件は、平成25年度第4回上越名立地区農地部会で許可された案件です。許可直後、譲渡人が病気入院した後に死去し、その後相続人である譲渡人の子が当該農地

	<p>の相続手続きを行わず譲受人も高齢となり耕作が出来なくなったことから、所有権移転を断念し申請者から許可の取消について申請されたものです。以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議長	<p>特に質問等がないようですので、採決に入ります。議案第1号「農地法第3条の規定による許可の取消について」、番号2番の1件を許可することにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>ご異議なしと認めます。議案第1号「農地法第3条の規定による許可の取消について」、番号2番の1件を許可することに決定いたします。</p>
議長	<p><議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可の取消について」></p> <p>議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可の取消について」、番号1番の1件を上程いたします。事務局の説明を求めます。</p>
(事務局) 久保埜	<p>議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可の取消、ご説明いたします。2頁、番号1番の1件です。</p> <p>この案件は、平成30年度第1回第一農地部会で許可された案件です。売買契約が不成立になり、申請者から許可の取消について申請されたものです。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議長	<p>特に質問等がないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可の取消について」、番号1番の1件を原案のとおり許可したいと思います。ご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>ご異議なしと認めます。議案第2号の1件を許可することに決定いたします。</p>

議 長	<p><議案第 3 号「農地法第 3 条許可申請について」></p> <p>議案第 3 号「農地法第 3 条許可申請について」、番号 4 番の 1 件を上程いたします。事務局の説明を求めます。</p>
(事務局) 久保埜	<p>議案第 3 号「農地法第 3 条許可申請について」、ご説明いたします。3 頁、番号 4 番の 1 件です。</p> <p>譲渡人は現在新潟市に住まい、今後こちらで耕作する予定もないことから隣接地所有者である譲受人へ売買による所有権移転を申し出たところ合意に至ったものです。</p> <p>この案件につきましては、別紙「農地法第 3 条調査書」に記載のとおり、全部効率利用要件、農作業等常時従事要件等、許可要件のすべてを満たしているものと判断いたしました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>特に質問等がないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第 3 号「農地法第 3 条許可申請について」、番号 4 番の 1 件を原案のとおり許可したいと思いますが、ご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。議案第 3 号の 1 件を許可することに決定いたします。</p>
議 長	<p><議案第 4 号「農地法第 5 条第 1 項許可申請について」></p> <p>議案第 4 号「農地法第 5 条第 1 項許可申請について」、番号 3 番の 1 件を上程いたします。事務局の説明を求めます。</p>
(事務局) 久保埜	<p>4 頁、議案第 4 号「農地法第 5 条第 1 項許可申請について」、番号 3 番の 1 件です。</p> <p>番号 3 番は、大字下馬場地内の農地に「一般個人住宅」を建築するものであります。5 頁に位置図、6 頁に土地利用計画図を添付しましたので、併せてご覧ください。</p> <p>申請者は、市内で両親と同居しておりますが、老朽化していることから父親が所有している申請農地に使用貸借権を設定し、住宅を建築するものです。</p> <p>申請農地は、10 ヘクタール以上の広がりのある一団の農地に接しているため第 1 種農地となりますが、事業計画は、「一般個人住宅」であり、許可基準の「住居その他申</p>

<p>議 長</p>	<p>請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当するため、許可は可能となります。</p> <p>土地利用計画は住宅1棟で、建ぺい率は18.13%となり、基準を満たしませんが、家庭菜園や冬期間の堆雪場として利用することからやむを得ないと判断します。また、工期は許可日から7月30日までです。</p> <p>都市計画法第29条の開発許可申請が必要な案件であり、担当課からは許可見込みとの回答を得ています。転用計画の実現性は高く、土地利用についても妥当なものとして判断しました。</p> <p>以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>特に質問等がないようですので、採決に入ります。議案第4号「農地法第5条第1項許可申請について」、番号3番の1件を許可することにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>ご異議なしと認めます。議案第4号の1件を許可することに決定いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p><議案第5号「上越農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」></p> <p>議案第5号「上越農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」、「1_農業振興地域の農用地区域への編入」番号1番から3番までの3件、「2_農業振興地域の農用地区域からの除外」番号1番及び2番の2件、「3_計画変更」番号1番から23番までの23件、合計28件を上程いたします。事務局の説明を求めます。</p>
<p>(事務局) 久保 埜</p>	<p>7頁、議案第5号「上越農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」、「1_農業振興地域の農用地区域への編入」1番から3番までの3件、「2_農業振興地域の農用地区域からの除外」1番及び2番の2件、「3_計画変更」番号1番から23番までの23件です。</p> <p>最初に「1_農業振興地域の農用地区域への編入」1番及び2番の2件です。申請者は、土地改良事業を施行するため、農用地区域への編入を申請するものです。</p> <p>3番は、申請者が中山間地域直接支払制度を利用するため、農用地区域への編入を申請するものです。</p> <p>続いて「2_農業振興地域の農用地区域からの除外」1番及び2番の2件です。13頁以降に位置図及び土地利用計画図を添付しましたので合わせてご覧ください。</p>

	<p>1 番は、帝国パイプライン株式会社による天然ガス輸送導管の電気防食施設を設置するものです。</p> <p>2 番は、当該地区内で事業を営んでいる申請者が、経営規模の拡大に伴い従業員の駐車場及び資材置場を確保するものです。</p> <p>1 番については、ガス事業であることから転用申請不要であり、2 番の申請農地は、農地転用許可基準に該当し、計画も妥当であると判断します。今後の予定ですが、県知事の変更同意を得た後、4 月に公告予定です。その後に農地法第 5 条の許可申請の予定です。</p> <p>続いて 8 頁「3 計画変更」番号 1 番から 23 番までの 23 件です。17 頁以降に新旧対照表を添付しましたので合わせてご覧ください。</p> <p>1 番から 5 番までは、「農業競争力強化農地整備（ほ場）」事業、6 番は「農地中間管理機構関連農地整備（ほ場）」事業、7 番は「団農業水路等長寿命化・防災減災事業のうち長寿命化対策」事業、8 番及び 9 番は「団農地耕作条件改善」事業に各地区を追加する案件です。事業を実施するにあたり採択の前提条件として、「農業振興地域整備計画書」に事業として掲載する必要があるため、追加するものです。</p> <p>10 番から 15 番までは、「農業競争力強化農地整備（ほ場）」事業、16 番は「団農地耕作条件改善」事業の各地区の計画変更で、内容は議案に記載のとおりです。</p> <p>17 番から 19 番までは、「農業競争力強化農地整備（ほ場）」事業、20 番は「団農地耕作条件改善」の各地区において事業完了に伴い、計画書から削除するものです。</p> <p>21 番は「県ため池整備事業」において地区名を変更するものであります。</p> <p>22 番及び 23 番は「農業集落排水処理施設」整備事業に保倉西部地区及び津有北部諏訪地区を追加し、事業の採択を目的とするものです。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。</p>
10 番 新井委員	<p>はい。10 番新井です。議案第 5 号の 3 計画変更の内、番号 10 番の案件について減っている 25ha の地区はどこか。長面地区であれば問題ないが、下池部地区であれば説明を受けていないので同意できません。</p>
議 長	<p>それでは、事務局で面積が減少した地区について、関係機関に確認し次回の部会時に報告してください。</p> <p>他に何かご意見、ご質問ございますでしょうか。</p> <p>（「ありません」の声あり）</p>
議 長	<p>特に質問等がないようですので、採決に入ります。</p>

議 長	<p>議案第 5 号「上越農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」、「1_農業振興地域の農用地区域への編入」番号 1 番から 3 番までの 3 件、「2_農業振興地域の農用地区域からの除外」番号 1 番及び 2 番の 2 件、「3_計画変更」番号 1 番から 23 番までの内 10 番を除く、22 件を同意することにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>議案第 5 号「上越農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」、「1_農業振興地域の農用地区域への編入」番号 1 番から 3 番までの 3 件、「2_農業振興地域の農用地区域からの除外」番号 1 番及び 2 番の 2 件、「3_計画変更」番号 1 番から 23 番までの内 10 番を除く 22 件、合計 27 件に同意することに決定いたします。</p> <p>なお、「3_計画変更」番号 10 番につきましては保留とし、次回部会で事務局の説明を受け意見決定することといたします。</p>
議 長	<p><議案第 6 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」></p> <p>議案第 6 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、利用権設定、期間 3 年以内 49 件、3 年超 6 年以内 21 件、6 年超 10 年以内 44 件、10 年超 12 件で合計 126 件、利用権移転 1 件、所有権移転 8 件です。それでは、上程いたします。</p> <p>はじめに利用権設定、期間 3 年以内、番号 157 番から 205 番までの内、小林委員関連の番号 200 番を除く 48 件について、事務局の説明を求めます。</p>
(事務局) 久保 埜	<p>議案第 6 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、ご説明いたします。</p> <p>19 頁から 25 頁まで、利用権設定、期間 3 年以内、小林委員関連の番号 200 番を除く 48 件で、再設定 22 件、新規 26 件です。</p> <p>19 頁の 7 件の譲受人については妙高市からの入作者であり、前回の部会でも同譲受人の利用集積計画についてご審議いただきましたが、前回部会と同様、経営基盤強化法に基づく借受者としての要件を満たしているか否かの確認について、利用集積計画の作成主体となる上越市の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想」に照らし要件確認を行いました。</p> <p>なお、本譲受人はこの地域で以前から利用権設定による耕作を行っており、経営面積の全てが上越市内の農地となっております。</p> <p>また、同じく前回部会にて利用集積計画についてご審議いただきました 20 頁、番号 170 番以降に出てまいります新規法人につきましても、内容審査を行い農地所有適格法人ではなく一般法人のため解除条件付きによる賃借権の設定となっております。</p> <p>これら案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。</p> <p>以上です。</p>

議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>続きまして、小林委員関連の番番号 200 番の 1 件について、事務局の説明を求めます。議案に関連いたします小林委員は退席をお願いいたします。</p>
(事務局) 久保 埜	<p>小林委員関連は 25 頁、番号 200 番の 1 件で再設定となります。</p> <p>この案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>特に質問等がないようですので、小林委員関連の番号 200 番の 1 件を決定することにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議 長	<p>それでは、小林委員の退席を解除します。(小林委員 復席)</p> <p>小林委員、ただいまの審議の結果、ご異議なしと認められましたので、お知らせしておきます。</p> <p>続きまして、利用権設定、期間 3 年超 6 年以内、番号 206 番から 225 番までの 20 件について、事務局の説明を求めます。</p>
(事務局) 久保 埜	<p>26 頁、206 番から 28 頁、225 番までの 20 件で再設定 5 件、新規 15 件です。</p> <p>新規設定の主な理由は、旧耕作者の労力不足により別の担い手農家への賃借権の設定となっております。</p> <p>これら案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>

議 長	<p>続きますして、利用権設定、期間6年超10年以内、番号226番から269番までの44件の内、金子委員関連の番号259番と260番を除く42件について、事務局の説明を求めます。</p>
(事務局) 久保埜	<p>29頁、226番から35頁、269番までの44件の内、金子委員関連の番号259番と260番を除く42件で再設定22件、新規20件です。</p> <p>こちらも新規設定の主な理由は、旧耕作者の労力不足により別の担い手農家への賃借権の設定となっております。</p> <p>これら案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>続きますして、金子委員関連の番号259番と260番の2件について、事務局の説明を求めます。議案に関連いたします金子委員は退席をお願いいたします。</p>
(事務局) 久保埜	<p>金子委員関連は33頁、番号259番と260番の2件でいずれも再設定です。</p> <p>この案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>特に質問等がないようですので、金子委員関連の番号259番と260番の2件を決定することにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議 長	<p>それでは、金子委員の退席を解除します。(金子委員 復席)</p> <p>金子委員、ただいまの審議の結果、ご異議なしと認められましたので、お知らせしておきます。</p>

議 長	<p>続きますして、利用権設定、期間 10 年超、番号 270 番から 281 番までの 12 件です。事務局の説明を求めます。</p>
(事務局) 久保 埜	<p>36 頁と 37 頁、利用権設定、期間 10 年超、番号 270 番から 281 番までの 12 件で、いずれも新規案件です。</p> <p>273 番の新規案件を除きまして、農地中間管理機構を通じ、集積・集約化を図り地域の担い手農家へ再配分するものです。これらの案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>続きますして、利用権移転、期間 6 年超 10 年以内、番号 282 番の 1 件について、事務局の説明を求めます。</p>
(事務局) 久保 埜	<p>38 頁、利用権移転、期間 6 年超 10 年以内、整理番号 282 番の 1 件です。</p> <p>譲渡人が構成員となっている法人へ利用権を移転するものです。</p> <p>この案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>最後に所有権移転、番号 283 番から 290 番までの 8 件について、事務局の説明を求めます。</p>
(事務局) 久保 埜	<p>39 頁と 40 頁、所有権移転、番号 283 番から 290 番までの 8 件です。</p> <p>内訳は、所有権を移転する土地、田 31 筆の 40,779 m²です。</p> <p>これら案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>特に質問等がないようですので、採決に入ります。</p>

	<p>議案第 6 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、小林委員関連と金子委員関連を除き原案のとおり決定したいと思います。ご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>議 長 ご異議なしと認めます。</p> <p>議案第 6 号について、農業経営基盤強化促進法第 15 条第 4 項の規定により、上越市農用地利用集積計画策定を市長に要請することに決定いたします。</p>
	<p><議案第 7 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」></p> <p>議案第 7 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」、権利の設定、期間 5 年以上 10 年以内なし、10 年超 6 件、権利の移転 2 件です。</p> <p>権利の設定、期間 5 年以上 10 年以内、番号 9 番から 14 番までの 6 件を上程いたします。事務局の説明を求めます。</p>
<p>(事務局) 久保埜</p>	<p>議案第 7 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」、ご説明いたします。</p> <p>42 頁、権利の設定、期間 5 年以上 10 年以内、整理番号 9 番から 14 番までの 6 件です。</p> <p>この案件は、1 月の農地部会で農業経営基盤強化促進法の利用集積計画により農地中間管理機構に貸し付けた農地 118 筆について、市長が機構に借受申出をしている農業者に配分するため、利用配分計画を作成したものです。</p> <p>農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の第 3 項の規定に基づき農業委員会に対して意見照会があったものです。</p> <p>以上です。</p>
	<p>議 長 ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
<p>(事務局) 久保埜</p>	<p>議 長 続きまして、権利の移転、番号 15 番と 16 番の 2 件について、事務局の説明を求めます。</p> <p>43 頁、権利の移転、番号 15 番と 16 番の 2 件です。</p> <p>15 番は別の担い手農家への貸し変えで 16 番は父から子への経営移譲に伴う権利の移転です。</p> <p>これら案件につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき農業委員会に対して意見照会があったものです。</p> <p>以上です。</p>

議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>特に質問等がないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第7号「農用地利用配分計画案に係る意見について」、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>議案第7号について、同意することに決定いたします。</p>
議 長	<p><報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」></p> <p>報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」、番号28番から79番までの52件を報告いたします。事務局の説明を求めます。</p>
(事務局) 久保 埜	<p>44頁から51頁まで記載のとおり、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」、52件の届出書を受理しましたので報告いたします。</p> <p>いずれも合意による解約であり、返還後の利用計画は、「地主耕作」2件、「他者へ貸付」28件、「他者へ貸付予定」7件、「他者へ売却」4件、「他者へ売却予定」2件、「休耕」7件、「譲渡」1件「契約内容の変更」1件の計52件です。</p> <p>このうち、備考欄に頁と番号が記入された案件は、前述の議案と関連しております。</p> <p>なお、休耕となる農地については、いずれも山間地の農地であり、イノシシ被害で耕作が出来ず、また後継者もいないため休耕となるとのことです。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>特に質問等がないようですので、報告第1号の52件を承認いたします。</p> <p><報告第2号「農地法第4条第1項第5号の規定による農地転用届出書の受理について」></p>
議 長	<p>報告第2号「農地法第4条第1項第5号の規定による農地転用届出書の受理について」、番号1番の1件を報告いたします。事務局の説明を求めます。</p>

<p>(事務局) 久保埜</p>	<p>52 頁、報告第 2 号「農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書の受理について」受理通知交付番号 1 番の 1 件の届出書を受理したのでご報告いたします。転用目的は、「住宅敷地拡張」です。</p> <p>以上です</p>
<p>議 長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>特に質問等がないようですので、報告第 2 号の 1 件を承認いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p><報告第 3 号「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書の受理について」></p> <p>報告第 3 号「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書の受理について」、番号 1 番から 5 番及び 166 番と 167 番の 7 件を報告いたします。事務局の説明を求めます。</p>
<p>(事務局) 久保埜</p>	<p>53 頁、報告第 3 号「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書の受理について」、受理通知番号 1 番から 5 番まで、及び 166 番、167 番の 7 件の届出書を受理したのでご報告いたします。</p> <p>転用目的は、「一般個人住宅」4 件、「店舗等施設」2 件、「駐車場」1 件の計 7 件です。</p> <p>受理通知番号 5 番は、全体の転用面積が 1,000 m²を超えるため、54 頁に位置図を添付しましたので、併せてご覧ください。</p> <p>以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>特に質問等がないようですので、報告第 3 号の 7 件を承認いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p><報告第 4 号「農用地利用集積計画の変更について」></p> <p>報告第 4 号「農用地利用集積計画の変更について」、番号 1 番の 1 件を報告いたします。事務局の説明を求めます。</p>
<p>(事務局) 久保埜</p>	<p>55 頁、報告第 4 号「農用地利用集積計画の変更について」、番号 1 番の 1 件です。小作料の減額による変更となっております。</p>

	<p>以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>特に質問等がないようですので、報告第4号の1件を承認いたします。</p> <p>次に中郷区駐在室管内の案件審議を行います。</p> <p>(中郷区駐在室分の議案)</p> <p><議案第1号「農地法第3条の規定による許可の取消について」></p>
議 長	<p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可の取消について」番号7101番の1件を上程いたします。事務局の説明を求めます。</p>
(中郷区) 相 葉	<p>1頁、議案第1号「農地法第3条の規定による許可の取消について」番号7101番の1件です。</p> <p>この案件は、令和元年度第10回第一農地部会で許可された案件です。契約内容を贈与から売買に変更するとともに、譲受人を子供に変更するため、申請者から許可の取消について申請されたものです。なお、売買としての許可申請は議案第2号で審議いただきます。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>特に質問がないようですので、採決に入ります。議案第1号「農地法第3条の規定による許可の取消について」、番号7101番の1件を許可することにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。議案第1号「農地法第3条の規定による許可の取消について」、番号7101番の1件を許可することに決定します。</p>
議 長	<p><議案第2号「農地法第3条許可申請について」></p> <p>議案第2号「農地法第3条許可申請について」、番号7102番と7103番の2件を上程いたします。事務局の説明を求めます。</p>

<p>(中郷区) 相 葉</p>	<p>議案第 2 号「農地法第 3 条許可申請について」、ご説明いたします。 2 頁、番号 7102 番と 7103 番の 2 件です。 番号 7102 番は、譲渡人が経営規模縮小に伴い、譲受人に打診したところ承諾を得られたことから、売買するものです。 番号 7103 番は、譲渡人が経営規模縮小に伴い、親戚である譲受人に打診したところ承諾を得られたことから、売買するものです。 これらの案件につきましては、別紙「農地法第 3 条調査書」に記載のとおり、全部効率利用要件、農作業等常時従事用件等、許可要件のすべてを満たしていると判断いたしました。 以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。 (「ありません」の声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>特に質問がないようですので、採決に入ります。 議案第 2 号「農地法第 3 条許可申請について」、番号 7102 番と 7103 番の 2 件を原案のとおり許可したいと思いますと思いますが、ご異議ございませんか。 (「異議なし」の声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>ご異議なしと認めます。議案第 2 号の 2 件を許可することに決定いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p><議案第 3 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」> 議案第 3 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、利用権設定、期間 3 年以内 2 件、3 年超 6 年以内 2 件、6 年超 10 年以内 1 件、10 年超 1 件で合計 6 件、利用権移転、所有権移転なしです。それでは、上程いたします。 利用権設定、期間 3 年以内、番号 7133 番と 7134 番の 2 件について、事務局の説明を求めます。</p>
<p>(中郷区) 相 葉</p>	<p>議案第 3 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、ご説明いたします。 4 頁、利用権設定、期間 3 年以内、番号 7133 番と 7134 番の 2 件で、すべて再設定となります。 これら案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。 以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。</p>

	<p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>続きまして、利用権設定、期間3年超6年以内、番号7135番と7136番の2件について、事務局の説明を求めます。</p>
(中郷区) 相 葉	<p>5頁、利用権設定、期間3年超6年以内、番号7135番と7136番の2件で、すべて再設定となります。</p> <p>この案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>続きまして、利用権設定、期間6年超10年以内、番号7137番の1件について、事務局の説明を求めます。</p>
(中郷区) 相 葉	<p>6頁、利用権設定、期間6年超10年以内、番号7137番の1件で、再設定となります。</p> <p>この案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>続きまして、利用権設定、期間10年超、番号7138番の1件について、事務局の説明を求めます。</p>
(中郷区) 相 葉	<p>7頁、利用権設定、期間10年超、番号7138番の1件で、新規となります。</p> <p>この案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。</p>

議 長	<p>(「ありません」の声あり)</p> <p>特に質問等がないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第 3 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。</p>
議 長	<p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>議案第 3 号について、農業経営基盤強化促進法第 15 条第 4 項の規定により、上越市農用地利用集積計画策定を市長に要請することに決定いたします。</p>
議 長	<p><議案第 4 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」></p> <p>議案第 4 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」、権利の設定、期間 5 年以上 10 年以内なし、10 年超 2 件、権利の移転なしです。それでは、上程いたします。</p> <p>権利の設定期間 10 年超、整理番号 7102 番と 7103 番の 2 件について、事務局の説明を求めます。</p>
議 長	<p>議案第 4 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」、ご説明いたします。</p> <p>9 頁、権利の設定、期間 10 年超、整理番号 7102 番と 7103 番の 2 件で新規となります。</p>
(中郷区) 相 葉	<p>本案件は、1 月の農地部会で農業経営基盤強化促進法の利用権設定により農地中間管理機構に貸し付けた農地 9 筆について、市長が機構に借受申出をしている農業者に配分するため、利用配分計画を作成したものです。</p> <p>農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の第 3 項の規定に基づき農業委員会に対して意見照会があったものです。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>特に質問等がないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第 4 号「上越市農用地利用配分計画案に係る意見について」、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。</p>

	(「異議なし」の声あり)
議長	ご異議なしと認めます。議案第4号について、同意することに決定いたします。
議長	<p><報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」></p> <p>報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」、番号7101番の1件の報告をいたします。事務局の説明を求めます。</p>
議長	<p>10頁、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」1件の届出書を受理しましたので報告いたします。</p> <p>本案件は、合意による解約であり、返還後の利用計画は、「他者へ貸付」です。備考欄に関連する議案の頁と整理番号を記載してあります。</p>
(中郷区) 相葉	<p>ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議長	特に質問等がないようですので、報告第1号の1件を承認いたします。
議長	次に板倉区駐在室管内の案件審議を行います。
	(板倉区駐在室分の議案)
議長	<p><議案第1号「農地法第5条第1項許可申請について」></p> <p>議案第1号「農地法第5条第1項許可申請について」、番号7501番の1件を上程いたします。事務局の説明を求めます。</p>
(板倉区) 小林	<p>議案第1号「農地法第5条第1項許可申請について」ご説明いたします。</p> <p>議案第1号は、板倉区針地内の農地を「資材置場」として利用するものであります。2頁に位置図、3頁に土地利用計画図を添付しましたので、併せてご覧ください。</p> <p>申請者は、上越市のハウスメーカーであり、板倉区針地内に今年8月頃に事務所を構える予定であり、足場等の建設資材を置くための資材置場が必要となったためのものであります。</p> <p>申請農地は、市街地化の傾向が著しい地域内にある小規模農地であり、300m以内に上越市板倉区総合事務所が存在するため第3種に該当し、許可は可能となります。</p> <p>転用計画の実現性は高く、土地利用についても妥当なものと判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

議 長	<p>(「ありません」の声あり)</p> <p>特に質問等がないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第1号「農地法第5条第1項許可申請について」、番号7501番の1件を原案のとおり許可することにご異議ございませんか。</p>
議 長	<p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>ご異議なしと認めます。議案第1号の1件を許可することに決定いたします。</p>
議 長	<p><議案第2号「上越農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」></p> <p>議案第2号「上越農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」、「1_農業振興地域の農用地区域からの除外」番号1番の1件、「2_計画変更」番号1番と2番の2件、合計3件を上程いたします。事務局の説明を求めます。</p>
(板倉区) 小 林	<p>4頁、議案第2号「上越農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」、「1_農用地区域からの除外」1番の1件、「2_計画変更」番号1番から2番までの2件です。</p> <p>最初に「1_農用地区域からの除外」番号1番です。番号1番は、板倉区熊川地内の農地を農用地区域から除外するものです。変更理由は、分家住宅を建設するためであり、5頁に位置図、6頁に土地利用計画図を添付しましたのでご覧ください。来月以降に転用の申請が行われる予定です。</p> <p>続いて「2_計画変更」番号1番から2番までの2件です。7頁に新旧対照表を添付しましたので合わせてご覧ください。</p> <p>1番は、「農業競争力強化農地整備(ほ場)」事業で、地区における事業完了に伴い、計画書から削除するものです。</p> <p>2番は、「地すべり対策」事業の計画変更で、内容は議案に記載のとおり、排水ボーリングの延長、土留工の延長を修正するものです。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>特に質問等がないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第2号「上越農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」、「1_農業振興地域の農用地区域からの除外」番号1番の1件、「2_計画変更」番号1番と2番の2件、合計3件を同意することにご異議ございませんか。</p>

	(「異議なし」の声あり)
議 長	ご異議なしと認めます。議案第 2 号「上越農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」、「1_農業振興地域の農用地区域からの除外」番号 1 番の 1 件、「2_計画変更」番号 1 番と 2 番の 2 件、合計 3 件に同意することに決定いたします。
議 長	<p><議案第 3 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」></p> <p>議案第 3 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、利用権設定、期間 3 年以内 16 件、3 年超 6 年以内 6 件、6 年超 10 年以内 28 件、10 年超 3 件で合計 53 件、利用権移転なし、所有権移転 7 件です。それでは、上程いたします。</p> <p>はじめに利用権設定、期間 3 年以内、番号 7501 番から 7516 番までの 16 件について、事務局の説明を求めます。</p>
(板倉区) 小 林	<p>議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、ご説明いたします。</p> <p>9 頁から 11 頁、利用権設定、期間 3 年以内、番号 7501 番から 7516 番の 16 件で、新規 5 件、再設定 11 件となります。</p> <p>これら案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>続きまして、利用権設定、期間 3 年超 6 年以内、番号 7517 番から 7522 番までの 6 件について、事務局の説明を求めます。</p>
(板倉区) 小 林	<p>12 頁、利用権設定、期間 3 年超 6 年以内、番号 7517 番から 7522 番の 6 件で、新規 2 件、再設定 4 件となります。</p> <p>これら案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>

議 長	<p>続きまして、利用権設定、期間 6 年超 10 年以内、番号 7523 番から 7550 番までの 28 件について、事務局の説明を求めます。</p>
(板倉区) 小 林	<p>13 頁から 16 頁、利用権設定、期間 6 年超 10 年以内、番号 7523 番から 7550 番の 28 件で、新規 20 件、再設定 8 件となります。</p> <p>これら案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>続きまして、利用権設定、期間 10 年超、番号 7551 番から 7553 番までの 3 件について、事務局の説明を求めます。</p>
(板倉区) 小 林	<p>17 頁、利用権設定、期間 10 年超、番号 7551 番から 7553 番の 3 件で、新規 3 件となります。</p> <p>これら案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>最後に所有権移転、番号 7554 番から 7560 番の 7 件について、事務局の説明を求めます。</p>
(板倉区) 小 林	<p>18 頁、所有権移転、番号 7554 番から 7560 番の 7 件です。</p> <p>内訳は、所有権を移転する土地、田が 16 筆で 31,039 m²、畑が 1 筆で 201 m²です。</p> <p>これらの案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>

議 長	<p>特に質問等がないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第 3 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>議案第 3 号について、農業経営基盤強化促進法第 15 条第 4 項の規定により、上越市農用地利用集積計画策定を市長に要請することに決定いたします。</p>
議 長	<p><議案第 4 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」></p> <p>議案第 4 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」、権利の設定、期間 5 年超 10 年以内なし、期間 10 年超 13 件、権利の移転 1 件を上程いたします。</p> <p>初めに権利設定期間 10 年超、番号 7501 番から 7513 番までの 13 件について事務局の説明を求めます。</p>
(板倉区) 小 林	<p>議案第 4 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」、ご説明いたします。</p> <p>20 頁から 21 頁、権利の設定、期間 10 年超、番号 7501 番から 7513 番までの 13 件です。</p> <p>この案件は、1 月の農地部会で農業経営基盤強化促進法の利用集積計画により農地中間管理機構に貸し付けた農地 18 筆について、市長が機構に借受申出をしている農業者に配分するため、利用配分計画を作成したものです。</p> <p>農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の第 3 項の規定に基づき農業委員会に対して意見照会があったものです。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
(板倉区) 小 林	<p>続きまして、権利の移転、番号 7514 番の 1 件について事務局の説明を求めます。</p> <p>22 頁、権利の移転、番号 7514 番の 1 件です。</p> <p>7514 番は父から子への経営移譲に伴う権利の移転です。</p> <p>この案件につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき農業委員会に対して意見照会があったものです。</p> <p>以上です。</p>

議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。 （「ありません」の声あり）</p>
議 長	<p>特に質問等がないようですので、採決に入ります。 議案第4号、「農用地利用配分計画案に係る意見について」、原案どおり同意することにご異議ございませんか。</p>
	<p>（「異議なし」の声あり）</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。 議案第4号について、同意することに決定いたします。</p>
	<p><報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」></p>
議 長	<p>報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」、番号7501番から7516番までの16件を報告いたします。事務局の説明を求めます。</p>
(板倉区) 小 林	<p>23頁から25頁に記載のとおり、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」、16件の届出書を受理しましたので報告いたします。 いずれも合意による解約であり、返還後の利用計画は、「他者へ貸付」12件、「他者へ売却予定」4件です。 備考欄に頁と番号が記入された案件は、前述の議案と関連しております。 以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。 （「ありません」の声あり）</p>
議 長	<p>特に質問等がないようですので、報告第1号の16件を承認いたします。</p>
議 長	<p>次に清里区駐在室管内の案件審議を行います。 （清里区駐在室分の議案）</p>
	<p><議案第1号「上越農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」></p>
議 長	<p>議案第1号「上越農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」、「1_計画変更」番号1番から8番までの8件を上程いたします。 事務局の説明を求めます。</p>
(清里区) 井 田	<p>議案第1号、「上越農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」、ご説明いたします。</p>

1 頁及び 2 頁の合計 8 件となります。3 頁及び 4 頁に新旧対照表を添付しており、議案の備考欄に関連する頁を記載してありますので併せてご覧ください。

「1_計画変更」、番号 1 番から 8 番までの案件ですが、1 頁の「農業生産基盤の整備開発計画」、2 頁の「農用地等の保全計画」の表をご覧ください。

1 番から 3 番までは「農業競争力強化農地整備（ほ場）」事業 4 番は「農地中間管理機構関連農地整備（ほ場）」事業に各地区を追加する案件です。事業を実施するにあたり採択の前提として「上越農業振興地域整備計画書」に事業として掲載する必要があるため、追加するものです。

5 番から 6 番までは、「農業競争力強化農地整備（ほ場）事業」の清里地区、北野地区において事業完了に伴い、計画書から削除するものです。

7 番は「県営ため池整備事業」の坊ヶ池地区の計画変更で、内容は議案に記載のとおりです。

8 番は「地すべり対策事業」の清里二期地区の事業変更で内容は議案に記載のとおりです。

以上です。

議 長 　　ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

（「ありません」の声あり）

議 長 　　特に質問等がないようですので採決に入ります。

議案第 1 号「上越農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」、「1_計画変更」番号 1 番から 8 番までの 8 件に同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 　　ご異議なしと認めます。

議案第 1 号の 8 件を同意することに決定いたします。

＜議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」＞

議 長 　　議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、利用権設定、期間 3 年以内 2 件、期間 3 年超 6 年以内 3 件、期間 6 年超 10 年以内 28 件、10 年超 2 件で合計 35 件です。それでは上程いたします。

初めに権利設定期間 3 年以内、番号 8110 番及び 8111 番の 2 件について事務局の説明を求めます。

(清里区) 井 田	<p>議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、ご説明いたします。</p> <p>6 頁、利用権設定、期間 3 年以内整理番号 8110 番及び 8111 番の 2 件で新規設定です。</p> <p>隣接する二人の譲渡人が共に労力不足となったことから、隣接する譲渡人に耕作を打診した処、承諾を得られたことから申請するものです。</p> <p>これらの案件につきましては、農業経営基盤強化促進法 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>続きまして、利用権設定、期間 3 年超 6 年以内、番号 8112 番から 8114 番までの 3 件について事務局の説明を求めます。</p>
(清里区) 井 田	<p>7 頁、利用権設定、3 年超 6 年以内、整理番号 8112 番から 8114 番までの 3 件で新規が 1 件、再設定が 2 件です。</p> <p>8112 番は譲渡人が新たに買入れた農地を、自身が参加する農事法人に貸付けるものです。</p> <p>これら案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>続きまして、利用権設定、期間 6 年超 10 年以内、番号 8115 番から 8142 番までの 28 件について事務局の説明を求めます。</p>
(清里区) 井 田	<p>8 頁から 11 頁、6 年超 10 年以内、番号 8115 番から 8142 番までの 28 件で新規 14 件、再設定 14 件です。</p> <p>8120 番及び 8121 番、8125 番から 8128 番、8138 番から 8139 番については、旧借り手の労力不足により、新たに別の担い手農家、法人に貸し付けるものです。使用貸借 0 円の農地については、ほ場条件が悪い箇所や急傾斜地整備地の畦畔部分です。</p> <p>8131 番から 8135 番までと 8137 番については、法人が畑作経営の規模を拡大するため、新たに畑を借受けるものです。</p>

	<p>これら案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>続きまして、利用権設定、期間 10 年超、整理番号 8143 番及び 8144 番の 2 件について事務局の説明を求めます</p>
(清里区) 井 田	<p>12 頁、利用権設定、10 年超、整理番号 8143 番及び 8144 番の 2 件で新規です。</p> <p>これらの案件については、農地中間管理機構を通じ、集積・集約化を図り地域の担い手農家へ再配分するものです。</p> <p>使用貸借 0 円の案件については、圃場条件が悪いためと聞いております。</p> <p>これらの案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>特に質問等がないようですので、採択に入ります。</p> <p>議案第 2 号、「上越市農用地利用集積計画の決定について」、原案のとおり決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>議案第 2 号について、農業経営基盤強化促進法第 15 条第 4 項の規定により、上越市農用地利用集積計画策定を市長に要請することを決定いたします。</p>
議 長	<p><議案第 3 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」></p> <p>議案第 3 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」、権利の設定、期間 10 年超 2 件、権利の移転なしです。</p> <p>権利の設定、10 年超番号 8103 番及び 8104 番の 2 件を上程いたします。事務局の説明を求めます。</p>

<p>(清里区) 井 田</p>	<p>議案第 3 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」、ご説明いたします。 14 頁、権利の設定、期間 10 年超、整理番号 8103 番及び 8104 番の 2 件です。 この案件は、1 月の農地部会で農業経営基盤強化促進法の利用集積計画により農地中間管理機構に貸し付けた農地 26 筆について、市長が機構に借受申出をしている農業者に配分するため、利用配分計画を作成したものです。 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の第 3 項の規定に基づき農業委員会に対して意見照会があったものです。 以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。 (「ありません」の声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>特に質問等がないようですので、採決に入ります。 議案第 3 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。 (「異議なし」の声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>ご異議なしと認めます。 議案第 3 号について、同意することに決定いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p><報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」> 報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」、番号 8101 番から 8108 番まで番の 8 件を報告いたします。 事務局の説明を求めます。</p>
<p>(清里区) 井 田</p>	<p>15 頁記載のとおり、報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」、8 件の届出書を受理しましたので報告いたします。 本件は合意による解約であり、返還後の利用計画は、「中間管理機構へ貸付」3 件、「他者へ貸付け」4 件、「地主耕作」1 件です。 このうち、備考欄に頁と整理番号が記入された案件は、前述の議案と関連しております。 以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。 (「ありません」の声あり)</p>

議 長	特に質問等がないようですので、報告第 1 号の 7 件を承認いたします。
議 長	次に名立区駐在室管内の案件審議を行います。
	(名立区駐在室分の議案)
	<議案第 1 号 「農地法第 5 条第 1 項許可申請について」 >
議 長	議案第 1 号「農地法第 5 条第 1 項許可申請について」、番号 9501 番から 9503 番までの 3 件を上程いたします。事務局の説明を求めます。
(名立区) 山 邊	1 頁、議案第 1 号、「農地法第 5 条第 1 項許可申請について」、番号 9501 番～9503 番の 3 件です。この 3 件につきましては、譲受人が同一で隣接する土地で転用目的が同じ案件です。
	名立大町地内の農地を取得し、「駐車場」を整備するものです。2 頁に位置図、3 頁に土地利用計画図を添付しましたので併せてご覧ください。
	申請者は、介護老人福祉施設を営む社会福祉法人であり、これまで使用していた職員駐車場を土地所有者から返還を求められ、駐車場の確保が必要になったため農地転用申請を行うものです。
	申請農地は、公益的施設の名立区総合事務所が 1 5 0 m に位置することから農地区分は許可できる第 3 種農地に該当します。
	土地の利用計画は、駐車スペース 3 4 台分であり、常時勤務職員が 20～24 名、他に入居者家族や来客者スペースとして 1 0 台分を見込んでいます。
	また、資金計画は、建設充当資金は補正予算計上し、自己資金により実施することから、計画の実現性は高く土地利用も妥当なものと判断しました。
議 長	ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。
	(「ありません」の声あり)
議 長	特に質問等がないようですので、採決に入ります。
	議案第 1 号「農地法第 5 条第 1 項許可申請について」、番号 9501 番から 9503 番までの 3 件を許可することにご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声あり)
議 長	ご異議なしと認めます。議案第 1 号の 3 件を許可することに決定いたします。
	<議案第 2 号 「上越農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」 >
議 長	議案第 2 号「上越農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」、「1_計画変更」番号 1 番から 5 番までの 5 件を上程いたします。事務局の説明を求めます。

(名立区)
山 邊

4 頁、議案第 2 号 「上越農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」 ご説明いたします。

1 計画変更は、1 番から 5 番の 5 件で、1 番は「団農業水路等長寿命化・防災減災事業のうち長寿命化対策」事業です。事業を実施するにあたり採択の前提条件として、「農業振興地域整備計画書」に事業として掲載する必要があるため、追加するものです。2 番及び 3 番は、計画変更で、3 番については地区名の変更も行うもので、内容は議案に記載のとおりです。4 番は、県用排水施設整備の川東地区において事業完了に伴い削除するものです。5 番は「農業集落排水施設」整備事業に下名立地区を追加し事業の採択を目的とするものです。

<議案第 3 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」>

議 長

議案第 3 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、利用権設定、期間 3 年以内 19 件、3 年超 6 年以内 22 件、6 年超 10 年以内なし、10 年超なし、利用権移転、所有権移転なしです。それでは、上程いたします。

利用権設定、期間 3 年以内、番号 9507 番から 9525 番までの 19 件について、事務局の説明を求めます。

(名立区)
山 邊

7 頁、議案第 3 号 「上越市農用地利用集積計画の決定について」、ご説明いたします。

8 頁から 10 頁までが、利用権設定、期間 3 年以内、整理番号 9507 番から 9525 番までの 19 件です。再設定 13 件、新規 6 件であります。

9520 番、9521 番は、未耕作農地を畑地として使用貸借によりそば栽培を行うと伺っています。また、9522 番から 9525 番の 4 件は、利用権設定契約が終了し、継続の見込みがなくなった農地を隣接耕作者が利用権設定を行うものです。

これらの案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしていると判断いたしました。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

続きまして、利用権設定、期間 3 年超 6 年以内、番号 9526 番から 9547 番までの 22 件について、事務局の説明を求めます。

(名立区)
山 邊

11 頁から 14 頁までが、利用権設定 期間 3 年超 6 年以内、整理番号 9526 番から 9547 番までの 22 件であります。再設定 21 件、新規 1 件であります。9526 番の新規案件につきましては、これまで自身で耕作を行っていましたが、高齢化により継続が困難になってきたことから、隣接耕作者と利用権設定を行うものであります。

これらの案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていると判断いたしました。

議長 　ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

（「ありません」の声あり）

議長 　特に質問等がないようですので、採択に入ります。
議案第3号、「上越市農用地利用集積計画の決定について」、原案のとおり決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 　ご異議なしと認めます。
議案第3号について、農業経営基盤強化促進法第15条4項の規定により、上越市農用地利用集積計画策定を市長に要請することを決定いたします。

<報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」>

議長 　報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」、番号9501番の1件を報告いたします。事務局の説明を求めます。

(名立区) 15頁、報告第1号 「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」
山 邊 1件の届け出を受理いたしましたので報告します。借受人の申し出により合意解約を行うものです。解約後は、休耕となっておりますが、現在、農地利用最適化推進委員の協力を得て、新たに契約できるよう協議を進めていただいております。

議長 　ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

（「ありません」の声あり）

議長 　特に質問等がないようですので、報告第1号の1件を承認いたします。

<報告第2号「農用地利用集積計画の変更について」>

議長 　報告第2号「農用地利用集積計画の変更について」、番号9501番と9502番の2件を報告いたします。事務局の説明を求めます。

(名立区) 16頁、報告第2号「農用地利用集積計画変更について」 ご説明いたします。番号
山 邊 9501番と9502番の2件で、小作料の減額を行うものです。借受人が体調不良で、地

域で新規就農者の確保に向け取り組んでいるところで、新規就農者が見つかるまでの間、地域で協力して取り組んでいくこととしており、話し合いの下で小作料を変更していると伺っています。以上です。

議長

ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議長

特に質問等がないようですので、報告第2号の2件を承認いたします。

議長

以上をもちまして、すべての案件の審議を終わります。

議長

本日の農地部会を終了いたします。(午後4時1分)